

富山市交通空白輸送地域公共交通運賃協議会設置要綱

(目的)

第1条 富山市交通空白輸送地域公共交通運賃協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に基づき、協議運賃（関係者間での合意の下、柔軟に設定された運賃をいう。）の設定、又は変更する場合に協議を行うため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客運送の運賃に関する事項を協議するものとする。

(協議会の構成員)

第3条 協議会の構成員は次に掲げる者とする。

- (1) 富山市
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省北陸信越運輸局
- (4) 市長が関係住民の意見を代表する者として指名する者

(協議会の運営)

第4条 協議会には、会長及び副会長をおき、会長は委員の中から互選し、副会長は会長が指名する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合には、その職務を代理する。
- 4 協議会は、構成員の半数以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。
- 5 協議会の議決の方法は、出席委員（代理人を含む）の全会一致を原則とする。
- 6 協議会は原則として非公開とする。
- 7 協議会の庶務は、活力都市創造部交通政策課において行う。

(協議結果の取扱い)

第5条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、事務局が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月18日から施行する。